

安全就業ニュース

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会



草刈機での飛び石の事故が多発しています。必ず飛散防止ネットを設置して作業してくださいね。

★今月の事故★

全シ協から

今月（12月分）は、「事故ゼロ件」が35都道府県に上り、全体として事故が少ない月でした。そうした中、2件の重篤事故（死亡）がありました。2件とも会員及び事務局が注意していれば防げたとは言い難い内容でした。今年の4月から12月末現在までの重篤事故累計件数は20件で、昨年12月の累計件数19件の1件増となっております。そこで、今まで「今月の事故」として掲載した事故について再度、振り返ってみたいと思います。

今年の4月から「植木・樹木の剪定等の事故」については4月号、6月号、7月号、9月号、10月号、11月号で6回掲載しました。掲載した事故の概略は、「木を伐採していたらチェーンソーのキックバックにより右足下腿部を切り出血性ショックで亡くなる（防護着未着用）」、「ヘルメット及び墜落制止用器具（安全帯）を装着せず、早く終らせようと慌てていたところ5段の脚立の4段目から落下」、「ヘルメット、墜落制止用器具（安全帯）未着用、三脚脚立を開かず立て掛けで使用したため安定性を欠いた」「チェーンソーの使用は地上のみであったが使用してしまった」です。掲載した6件のうち4件の事故については、ヘルメット、墜落制止用器具（安全帯）を正しくしっかりと装着していれば、重篤化を防げたかもしれない事故でした。

また、「損害賠償事故」については12月号に掲載しました。飛び石による飛散事故は、「作業は会員一人」「飛ぶ刃を使用」「発注者と打合せを欠いた」「飛散防止ネット未使用」が原因でした。

「1ヵ月～6ヵ月未満の入院及び後遺傷害の事故」の件数について、12月末現在の事故件数は171件で、昨年同月の195件から24件減少しています。しかし、就業中の事故では相変わらず「植木・樹木の剪定等」が一番多く、また、就業途上の事故では「自転車による事故」が最も多くなっています。

○事故事例を振り返って

就業中の事故の中では「植木・樹木の剪定等の事故」が一番多く、また、就業途上の事故の中では「自転車による事故」が最も多くなっています。「植木・樹木の剪定等の事故」においては、例え一時的に三脚・脚立等に登る場合においても必ずヘルメットを着用するようにしてください。また、就業途上において自転車を使用する場合は、交通ルールを必ず遵守してください。特に左側通行を心がけ、また一時停止の標識がある道路では、必ず一時停止を行ってください。これらの事故に対する注意事項を常に意識し、事故の防止に努めることにより、自分の身を事故から守るようよろしくお願いいたします。

さらに、皆様ご承知かと思いますが、損害賠償事故が多発し、保険財政が破綻寸前となっています。特に草刈作業時は、飛び石が人や財物に当たる事故を防ぐためにも飛散防止対策の徹底を図ってください。

令和4年12月（令和4年度）事故速報

(1) 重 篤 事 故

12月は、2件の重篤事故の報告がありました。

12月までの累計で比較してみると、令和3年度の19件と比して令和4年度は20件と1件増加しています。

また、就業中・就業途上別でみると、就業中では令和3年度の11件と比して4件の増加となっており、就業途上については、令和3年度の8件と比して3件の減少となっています。

12月報告分までの累計

令 和 4 年 度 累 計	就業中・ 就業途上	件数	内 訳				令和3年度同月累計					
			事故の程度		性別		計	事故の程度		性別		
			死亡	入院	男性	女性		死亡	入院	男性	女性	
	就業中	15(0)	13(1)	2(0)	12(1)	3(0)	就業中	11	8	3	11	0
	就業途上	5(0)	1(1)	4(0)	4(0)	1(1)	就業途上	8	4	4	6	2
	計	20(2)	14(2)	6(0)	16(1)	4(1)	計	19	12	7	17	2

() は、当月分報告分

12月報告分内容

No.	性 別 等	仕事内容 等	事故の状況	安 全 帽	安 全 帶	交 通 手 段
19	男 77歳	就業中 (死亡)	公園管理就業中、道路を挟んだ向かいのグランド見回りのため自転車で横断歩道を渡っていた時、左方向から軽自動車に跳ねられ頭部殴打し死亡した。	—	—	—
20	女 66歳	途上 (死亡)	就業先から帰宅途中、右折しようとしたトラックにはねられ死亡。	—	—	徒步

(2) 1ヶ月～6ヶ月未満の入院及び後遺障害の事故

12月は、就業中の事故9件、就業途上の事故3件と、合計12件であり、昨年度同月の38件と比して26件の減少となっています。また、男女別では、男性は19件の減少となっており、女性は7件の減少となっています。

12月までの累計で比較してみると、昨年度の195件と比して、本年度は171件と24件の減少となっています。就業中・就業途上別にみると、就業中は133件で13件の減少となっており、就業途上は38件で11件の減少となっています。男女別では、男性は14件の減少となっており、女性は同数となっています。

令和4年度12月分

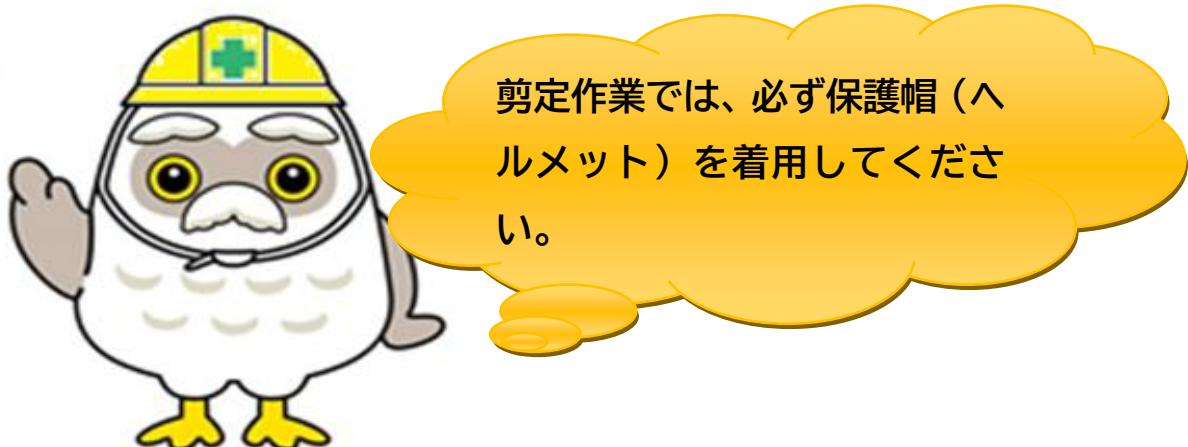
	仕事の内容	事故数(件)		男性(件)		女性(件)		平均年齢(歳)		
		12月	累計	12月	累計	12月	累計	12月	累計	
就業中	植木・樹木の剪定等	2(9)	44(56)	2(9)	44(56)	0(0)	0(0)	71	76	
	除草作業	5(4)	25(31)	5(4)	22(28)	0(0)	3(3)	73	77	
	屋内・屋外清掃作業	1(6)	33(26)	1(2)	12(10)	0(4)	21(16)	66	77	
	その他	1(10)	31(33)	1(9)	23(23)	0(1)	8(10)	78	77	
	計	9(29)	133(146)	9(24)	101(117)	0(5)	32(29)	72	76	
就業途上	交通手段	徒歩	0(2)	13(15)	0(1)	2(5)	0(1)	11(10)	—	75
		自転車	1(3)	18(17)	1(1)	9(6)	0(2)	9(11)	85	77
		バイク	0(1)	4(9)	0(1)	2(5)	0(0)	2(4)	—	73
		自動車	2(3)	3(8)	1(3)	1(6)	1(0)	2(2)	74	71
		計	3(9)	38(49)	2(6)	14(22)	1(3)	24(27)	77	76
合計		12(38)	171(195)	11(30)	115(139)	1(8)	56(56)	74	76	

()は令和3年度同月の発生件数

※令和4年10月の「就業中」、「その他」の事故が非該当であったため1件（男性）減少いたします。

「シルバー人材センター団体傷害保険に係る事故件数等報告書」については、事故の有無にかかわらず毎月8日までに必ず提出願います（平成30年4月24日付 事務局長通達により通知済）。

※ シルバー団体傷害保険の支払いが確定した事故については、速やかに「シルバー団体傷害保険に係る事故件数等報告書」により報告し、報告漏れがないようお願いします。



(3) シルバー派遣事業における労働災害報告の事故（休業1ヶ月以上）

10月は仕事の型別では、「その他の運搬・清掃・包装等の職業」4件、「農業の業務」2件、「家庭生活支援サービスの職業」「飲食物調理の職業」「生産設備制御・監視の職業」「が1件であり、合計9件でした。前年同月の13件と比べ4件の減少となっています。また、男女別では、男性は2件の増加となっており、女性は6件の減少となっています。

10月までの累計で比較してみると、昨年度の74件と比べて、本年度は68件と6件の減少となっています。また、男女別では、男性は3件の減少となっており、女性は3件の減少となっています。なお、10月に死亡事故はありませんでした。

令和4年度（10月分）

	仕事の型（中分類）	中分類 コード	事故数（件）		男性（件）		女性（件）		平均年齢（歳）	
			10月	累計	10月	累計	10月	累計	10月	累計
業務 災害	建築・土木・測量技術者	9	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	—	—
	社会福祉の専門的職業	16	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	—	60
	その他の専門的職業	24	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	—	69
	一般事務の職業	25	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	—	70
	出荷・受付係事務員	27	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	—	80
	商品販売の職業	32	0 (0)	1 (3)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (3)	—	71
	販売類似の職業	33	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	—	—
	営業の職業	34	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	—	73
	家庭生活支援サービスの職業	35	1 (0)	3 (9)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	3 (8)	70	70
	飲食物調理の職業	39	1 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (2)	72	72
	施設・ビル等の管理の職業	41	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	—	—
	その他のサービスの職業	42	0 (2)	4 (5)	0 (0)	0 (1)	0 (2)	4 (4)	—	74
	農業の職業	46	2 (0)	2 (2)	2 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	74	74
	林業の職業	47	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	—	69
	生産設備制御・監視の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断)	49	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	70	72
	生産設備制御・監視の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	50	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	—	70
	製品製造・加工処理の職業	54	0 (0)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	—	64
	機械組立の職業	57	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	—	73
	生産関連・生産類似の職業	64	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	—	75
	自動車運転の職業	66	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	—	—
	採掘の職業	74	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	—	—
	運搬の職業	75	0 (0)	2 (4)	0 (0)	1 (4)	0 (0)	1 (0)	—	71
	清掃の職業	76	0 (3)	11 (12)	0 (0)	6 (4)	0 (3)	5 (8)	—	70
	包装の職業	77	0 (0)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (1)	—	76
	その他の運搬・清掃・包装等の職業	78	4 (8)	28 (24)	4 (5)	18 (18)	0 (3)	10 (6)	74	74
	計	—	9 (13)	68 (74)	7 (5)	33 (36)	2 (8)	35 (38)	73	73

() は令和3年度同月の発生件数

令和2年4月以降に発生した「派遣労働会員の業務災害（休業日数4日以上又は死亡）」、「派遣労働会員の通勤災害（休業日数4日以上又は死亡）」については、「全シ協会員専用ページ」の「シルバー派遣事業における労働災害報告」により、各月翌月最終稼働日までにご入力ください。また、労働災害（業務・通勤ともに）が発生しなかった場合も「労働災害未発生報告」を選択のうえ、各項目をご入力ください。

（令和2年4月22日付 2全シ協発第12号により通知済）

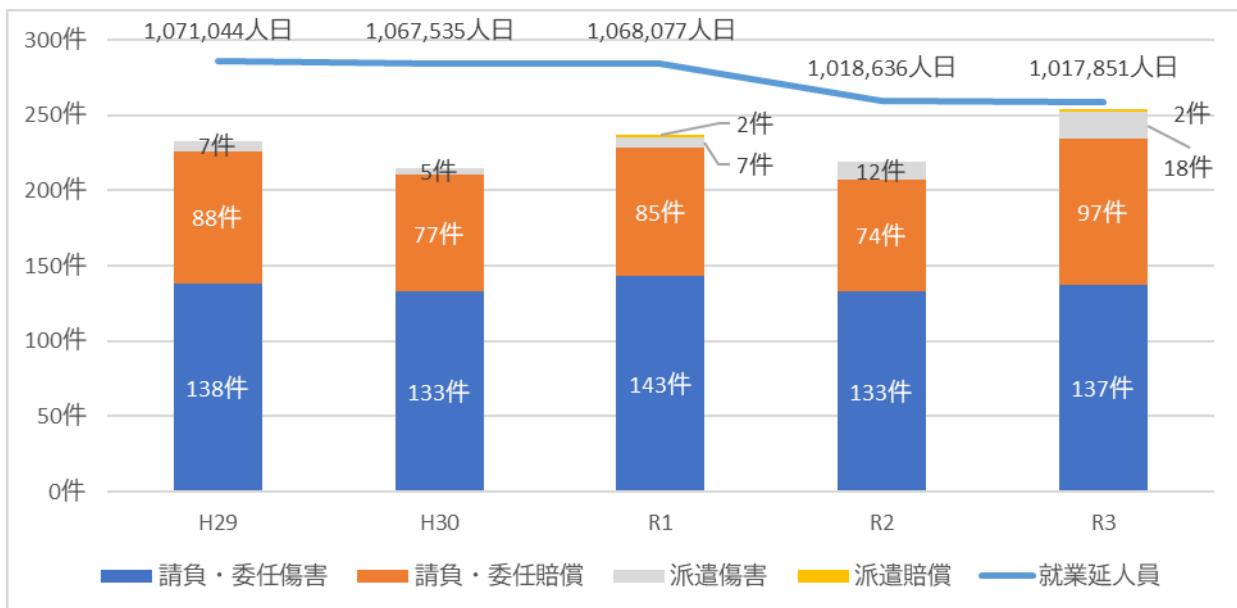
★ 安 全 リ レ ー ★

宮城県における安全就業の取り組み

1. 宮城県シルバー人材センター連合会の概要（令和4年3月31日現在）

センター数	35 団体	
会員数	11,845 人	(男性 8,243 人女性 3,602 人)
粗入会率	1.5%	
受注件数	58,008 件	(請負・委任 56,797 件 派遣 1,211 件)
契約金額	5,257,153 千円	(請負・委任 4,338,844 千円 派遣 918,309 千円)
就業延人員	1,017,851 人日	(請負・委任 847,834 人日 派遣 170,017 人日)
就業率	81.7%	(請負・委任 75.0% 派遣 85.1%)

2. 事故発生状況



令和3年度の事故件数は、令和2年度と比較し大きく増加した。特に物損事故の件数が大きく増加し、刈払機による飛び石・切断事故が6割、傷害事故では蜂刺され事故が全体の4割を占めている。近年は前述の状態が続いているが、今後の安全対策において継続した対策が必要となっている。

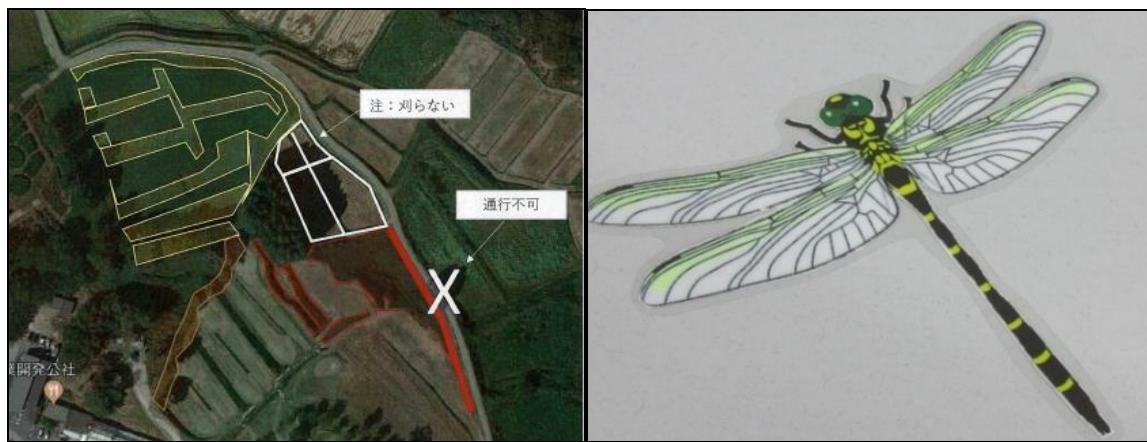
3. 安全就業の取り組み

(1) 安全・適正就業対策委員会の開催

①安全就業推進パトロール

安全委員がセンターの就業現場のパトロールを実施。就業内容に沿った確認項目を設け、就業状況の確認と職員への聞き取りを行う。好事例と問題点をとりまとめ、パトロール報告を作成のち、センターへ共有する。

令和4年度は、刈払機作業現場のパトロールを実施。現場情報のわかりやすい伝達方法や、休憩時間の設定、蜂刺され対策など、事務局による事前の配慮に工夫がなされていた点が好事例として共有された。



↑わかりやすい現場図

↑ハチ避けグッズの活用

②事故調査

重篤な事故、または重篤な事故が発生するリスクが高いと判断される事故が発生した際に、安全委員と発生センターが発生現場へ向かい、発生状況と事故要因の検証を行う。

検証の後は、事故発生時、どんな安全対策を講じていたか、事故発生抑止に足りなかったことは何か、今後どのように取り組むかの3点を議題として意見交換を行う。

ねらいとして、「前向きな再発防止」を掲げており、当該センターが安全対策のために実現可能なことは何か、に留意する。現状確認・事故予防の意味合いが大きい安全パトロールに対し、発生してしまった事故の把握・要因解明・再発防止を目的とし、令和3年度から開始した。事故調査結果は、全センターへ共有する。

③安全就業推進大会の開催

表彰と研修の2部構成にて開催。第1部では安全推進に貢献した団体及び個人の表彰を行い、第2部では講師による研修を行う。

(2) 事故情報のとりまとめ・発信

①毎月の事故情報発信

就業状況、事故の程度、保険の適用の区別なく、すべての事故について事故速報で報告をもらい、事故の程度、状況、要因について確認を行う。とりまとめた事故はすべて、翌月の事務連絡にて共有される。事故情報はセンターの安全就業対策に活用されている。

日	時	事故対象▼	性別年齢	就業区分▼	業務内容	就業途上▼	怪我・物損の内容	事故程度▼	事故状況	事故の原因	備考
10/3	10:30	対物		請負・委任	草刈	就業	住宅窓ガラス破損	修理	個人宅の草刈り作業中、飛石により住宅の窓ガラスを破損した。	作業員1名 飛散防止ネット不使用	
10/4	9:30	対物		請負・委任	剪定	就業	インターネット線損傷	修理	発注者宅の植木剪定作業の際、植木のすぐ上に這つてあるインターネット配線をバリカンで損傷した。	作業員4名	
10/4	15:00	対物		請負・委任	除草	就業	自動車フロントガラス破損	交換	道路沿いの花壇の維持管理業務において、チップソーを使用して除草作業をしていた際に、飛石により走行中の自動車フロントガラスを破損した。	作業員6名 飛散防止ネット不使用	
10/5	14:40	傷害	77歳男性	請負・委任	剪定	就業	右手蜂刺され	通院	個人宅の植木剪定作業中に、右手甲を足長蜂に刺された。病院を受診し塗り薬を処方された。	作業員2名	

ねらい…比較的軽めの事故も含めて直近の情報を発信することで、県内でどんな事故が発生しているか、どんな事故が起きうるかのイメージを持ち、対策に役立てる

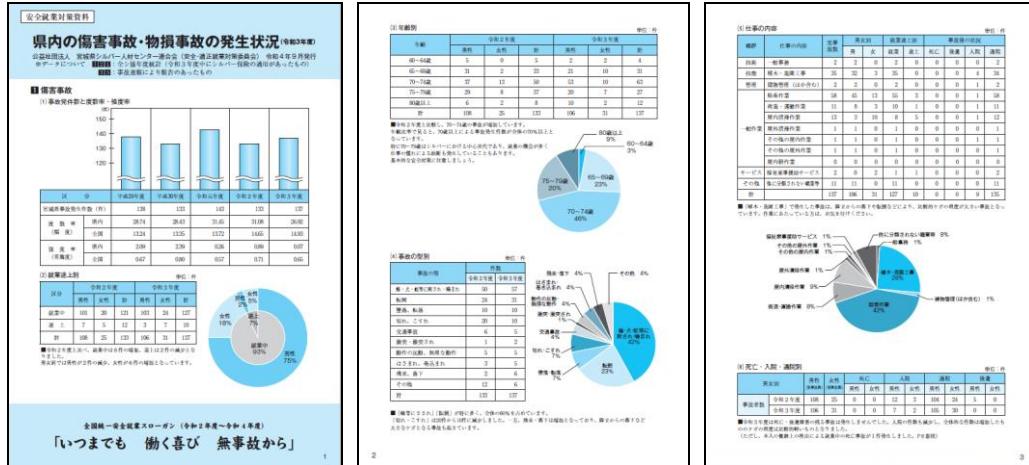
②時期的な事故、連続した事故、重篤な事故が発生した際の注意喚起

夏季の熱中症、草刈作業繁忙期の刈払機による物損事故、脚立からの転落事故が連続して発生した際に実施した。

③安全対策資料の作成

毎月の事務連絡とは別に、全シ協統計によるシルバー保険適用となった事故の統計資料を毎年作成。事故の状況は事故速報まとめで発信しているのに対し、年度ごとの発生状況の推移がわか

る資料として使用している。近年は、派遣就業時の事故の増加等、新しい統計情報も掲載している。



抜粋

(3) 安全装具の配布

安全就業対策に有用なグッズを配布。R4は、増加し続ける刈払機による物損事故の対策として、飛び石防護ネットを配布した。配布するグッズは、事故の発生状況や、過去の配布状況を踏まえて安全・適正就業対策委員会にて話し合い決定している。

(4) 職員向け研修

安全対策を行う職員にも、基本的な刈払機の知識が必要として、刈払機取扱作業従事者講習を行っている。

○県内の課題

宮城県の課題は、事故発生状況でも触れましたが、依然として増加している刈払機による物損事故です。最も多いものが飛び石による事故、次いでコードやフェンスへの接触・切断事故となります。いずれも賠償金額が高額となりうる事故であり、同様の事故を繰り返してしまうことで、シルバーとしての信頼を失う懸念があります。実際の事故では、走行中の車に石を飛ばしてしまった案件もあり、一歩間違えれば重大なケガにつながる可能性もありました。

飛び石防護ネットの配布は継続しておこなっていますが、シルバーにおける草刈作業の需要は高く、現場の数に追いついていないセンターもあります。石の飛びにくい刈刃の配布、職員向けの安全講習など、この課題については近年継続して向き合い続けている状況です。

今後は、それに加え、蜂刺され対策や転倒防止などについても並行した対策を行い、まずは全体の事故件数の減少を目的とし取り組む予定です。

★★★宮城県シルバー人材センター連合会様からの報告でした。

詳細にわたるご報告、誠にありがとうございました。感謝申し上げます。★★★

★2023年 安全衛生カレンダー★

- 1月 ●令和4年度 安全衛生教育促進運動（前年12月1日～4月30日）
●令和4年度 年末年始無災害運動（前年12月1日～1月15日）
●防災とボランティア週間（15日～21日）
- 2月 ●省エネルギー月間（1日～28日） ●サイバーセキュリティ週間（1日～3月18日）
- 3月 ●春季全国火災予防運動（1日～7日）
●女性の健康問題（1日～8日）
- 4月 ●熱中症予防強化キャンペーン（1日～9月30日）
- 5月 ●春の全国交通安全運動（11日～20日）
●ごみ減量・リサイクル推進週間（30日～6月5日）
●禁煙週間（31日～6月6日）
- 6月 ●全国安全週間準備期間（1日～30日）
●食育月間 ●男女雇用機会均等月間
●農薬危害防止運動（1日～8月31日）
●危険物安全週間（4日～10日）
●歯と口の健康週間（4日～10日）
- 7月 ●全国安全週間（1日～7日）
●国民安全の日（1日）
- 8月 ●電気使用安全月間 ●食品衛生月間
●防災週間（30日～9月5日）
- 9月 ●全国労働衛生週間準備期間（1日～30日）
●職場の健康診断実施強化月間
●健康増進普及月間
●食生活改善普及啓発月間
●心とからだの健康推進運動（1日～30日）
●全国作業環境測定・評価推進運動（1日～30日）
●自動車点検整備推進運動強化月間（1日～10月31日）
●防災の日（1日） ●救急の日（9日）
●自殺予防週間（10日～16日） ●秋の全国交通安全運動（21日～30日）
●環境衛生週間（24日～10月1日）
- 10月 ●全国労働衛生週間（1日～7日）
●体力つくり強調月間（1日～31日）
●仕事と家庭を考える月間（1日～31日）
●健康強調月間（1日～31日）
●高年齢者就業支援月間（1日～31日）
●目の愛護デー（10日）
●薬と健康の週間（17日～23日）
- 11月 ●特定自主検査強調月間
●過労死等防止啓発月間
●過重労働解消キャンペーン（1日～30日）
●秋季全国火災予防運動（9日～15日）
●医療安全推進週間（19日～25日）
- 12月 ●令和5年度 年末年始無災害運動（1日～翌年1月15日）
●令和5年度 安全衛生教育促進運動（1日～翌年4月30日）
●職場ハラスメント撲滅月間（1日～31日）
●人権週間（4日～10日）

（出所 中央労働災害防止協会「安全衛生かべしんぶん」より抜粋）

安全就業のためのチェックポイント



●安全就業の心得

- 1 日頃から健康管理に努め、常に健康な状態で就業しましょう。
●定期検診を必ず受ける。
- 2 仕事の前は十分に睡眠をとりましょう。
●就労を回復し、気力・体力の充実を！
- 3 服装・履物・保護具はそれなりに適切に着用しましょう。
●季節万能に！
- 4 仕事を始める前には準備運動をしましょう。
●アキレス腱をよく伸ばす。
- 5 保護具や器具類は使用する前に必ず点検しましょう。
●安易ゴトクの不備・不良がないか必ず確認する。
- 6 加熱による身体の機能低下を十分認識し、対策をしないうちにしましょう。
●重いものは歩きで運搬。（手押し台車は手押し引かない）
- 7 仕事をするときはいいだらけ。安全第一を心がけましょう。
●時間も気持ちも余裕を持って。
- 8 就業の場は常に整理整頓を心がけましょう。
●安全作業の基本です。
- 9 兼用で仕事をするときは会員・運転を正確に行いましょう。
●お互いの安全確認を！
- 10 行き帰りも仕事のうち。交通事故に遭わないようにしましょう。
●足並みでは必ず一足歩き 左右の安全確認を！

会員が安全に就業するための要点を、全カラ一版でまとめたイラスト小冊子

A4判 32ページ 2017(平成29)年3月発行 以降、増刷対応

(10部以上からの販売)

価格 184円(税込)、送料実費

編集後記

大寒を過ぎ、一年で一番寒い時期を迎えますが、みなさま、お元気ですか。特に大雪に見舞われた地域の皆様、雪かきでの事故に十分気をつけください。新型コロナウィルス感染症は2類から5類への引き下げが検討されており、街の人出も増加、コロナ前と同じ生活には戻れないと言いつつ、食傷気味のせいか、みんな関心が薄れてきているように思います。会議等のたびに安全就業についての注意喚起を行っていますが、やっと効果が表れ始めたのか、今年度の傷害事故は減少傾向になっています。

先日の安全就業指導員会議でも話が出ましたが、事故を防ぐには、「安全はすべてに優先する」「安全無くして就業なし」を合言葉に、「自分の安全は、自分で守る」という意識啓発が何より重要です。事故は「自分には関係ない」、「自分は大丈夫」と思っている方はいらっしゃいませんか。どんなにお元気でも皆さん高齢者です。自分を過信することなく、事故は誰にでも起こりうることととらえ、細心の注意を払って、事故に遭うことがないよう、年度末に向けて気を引き締めて参りましょう。(松山)

皆様は年末年始を穏やかに過ごされましたか？私はお正月の度に20年前の出来事を思い出します。毎年、年末に父の実家がある新潟県十日町市に親戚一同が集まり、皆で賑やかにお正月を過ごすのが慣例となっていました。私は大人になるにつれていかない年も増えてしましたが、兄は毎年必ず祖父母に会いに行き、社会人になってからはお年玉をあげていました。そんなある年、私は家族よりも先に帰ることになり祖母に挨拶に行くと、祖母はお年玉袋を手に持ち、涙ぐみながら「またきてね」と私の手にその袋を強引に握らせるのです。どこかで見覚えのある袋だと思い頭で考えていたら、なんとそれは兄が祖母にあげたお年玉でした。兄は恥ずかしがりやで、お年玉を直接手渡すことなく仏壇にそっと置いておくだけでしたので、祖母も誰からもらったのかわからなくなっていたのでしょう。私にそのまま渡してきたのです。「ばあちゃんが欲しい物買いたいよ」と言つても「もっていきなさい」の一点張りで、仕方なくそのお年玉を持ち帰ってしまいました。今も兄にはそのことは言えず後ろめたさが残っています。皮肉なもので、毎年ちゃんと顔を出している兄の善行がないがしろにされ、私のようなたまにしか行かない不届き者に恩恵が降ってくるとは、世の中矛盾していると感じます。社会に出るとこのようなことは多々ありますが、正当に報われてほしいものだと思っています。しかし、いただいたお年玉は、ちゃっかり洋服に消えていたと記憶しています(すみません)。今年も安全就業ニュースをお読みいただき、事故には十分にお気を付けください。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。(高木)